

岐阜県乳がん検診の精度管理のための技術的指針(第3版)

- 第1 目的
- 第2 検診の対象者
- 第3 受診勧奨
- 第4 実施回数
- 第5 検診方法
- 第6 結果の通知及び受診指導
- 第7 記録の整備及び精密検査の結果把握
- 第8 事業評価
- 第9 検診実施機関
- 第10 その他

<標準様式>

- (様式1号) 乳がん検診受診票
- (様式2号) 乳がん検診結果通知書
- (様式3号) 乳がん検診精密検査依頼書
- (様式4号) 乳がん検診結果報告書 (検診実施機関用)
乳がん検診結果報告書 (市町村用)
- (様式5号) 乳がん検診結果集計票

<参考様式>

- (様式1号-2) 乳がん検診受診票 (超音波検査あり)
- (様式3号-2) 乳がん検診精密検査依頼書 (超音波検査あり)

令和4年3月 岐阜県健康福祉部保健医療課

岐阜県乳がん検診の精度管理のための指針（第3版）

第1 目的

「第3次岐阜県がん対策推進計画」に基づき、がん検診の受診率の向上を図るとともに、岐阜県内すべての市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で乳がん検診とその精度管理がされ、がん検診の質の向上を図ることを目的とする。

第2 検診の対象者

乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。

※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

職域ではがん検診が行われていない場合があるため、対象者を正確に把握することが必要である。

第3 受診勧奨

乳がん及び乳がん検診に関する正しい情報を普及啓発するとともに、対象者へ受診勧奨を行う。勧奨方法は個別勧奨が望ましい。そのうち、これまでに乳がん検診を受診したことがない者に対しては積極的に勧奨を行うこと。

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。〈がん検診の利益・不利益について〉

(利益の例)

- ・ 検診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・ 早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- ・ がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

(不利益の例)

- ・ 偽陰性¹、偽陽性²（また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。）、過剰診断³、偶発症等

¹がんがあるにもかかわらず、検診でがんの疑いがあると判定されないこと

²がんがないにもかかわらず、がんがあるかもしれないと診断されること

³がん検診で発見されるがんの中には、本来そのがんが進展して死亡に至るという経路を取らない、生命予後に関係のないものが発見される場合があること（参考）

「かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック～受診率向上をめざして～」(平成21年度厚生労働省がん検診受診向上指導事業・平成22年3月)

第4 実施回数

乳がん検診は、原則として同一人について2年に1回受診するものとする。検診を受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、2年に1回行うがん検診についても、受診

機会を必ず毎年設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

受診率＝（前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数）－（前年度及び当該年度における2年連続受診者数））／（当該年度の対象者数*）×100

*対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算出する。

第5 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）とする。なお、視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

1 質問

質問に当たっては、現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、乳がんの家族歴、既往歴、乳房の状態、過去の検診の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取するものとする。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

2 視診を実施する場合の留意点

乳房、乳房の皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察するものとする。視診に当たっては乳房の対象性（大きさ及び形）、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫、発赤、乳頭陥凹及び乳頭びらんの有無について観察するものとする。

3 触診を実施する場合の留意点

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行うものとする。触診は、指腹法及び指先交互法等により、両手で乳房の内側から外側（又は外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行うものとする。

4 マンモグラフィ

（1）実施機関 マンモグラフィの実施機関は、当該検査を実施するに適切な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているものとし、少なくとも適切線量及び画質基準を満たす必要があること。）を備えるものとする。なお、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会及び日本医学物理学会により構成される委員会をいう。以下同じ。）が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

（2）撮影方向及び読影

①両側乳房について、内外斜位方向撮影を行うものとする。

②40歳以上50歳未満の対象者については、内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影を併せて、行うものとする。ただし、内外斜位方向を補完する方法として、50歳以上の対象者にも頭尾方向を追加することは差し支えない。

③乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行うものとする。読影室の照度やシャウカステン の輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、読影を行い、更に十分な経験を有する医師（マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が

- 開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい。以下同じ。)による読影を行うことを原則とする。また、2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること。)が同時に又はそれぞれ独立して読影するものとする。なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行うものとする。
- (3) 機器等の品質管理について 実施機関は、撮影装置、現像機及びシャウカステンその他の当該検査に係る機器等について、日常かつ定期的な品質管理を行わなければならないものとする。
- (4) その他 詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の精度管理マニュアル」(厚生省保健推進費等補助金・マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する研究班平成12年1月)等を参考とするものとする。

第6 結果の通知及び受診指導

乳房の検診の結果については、問診、マンモグラフィの結果を総合的に判断して精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知するとともに、医療機関への受診指導を実施するものとする。

第7 記録の整備及び精密検査の結果把握

1 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関等と連携を図り、検診受診者氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果(視触診を実施した場合は、視触診の結果を含む)、受診指導の記録、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査受診の有無及び精密検査の確定診断の結果等を記録するものとする。また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

- 2 乳がん精密検査結果の把握 市町村は、乳がん検診及の精密検査結果を把握すること。精密検査の結果については、医療機関との連携のもと把握し、個人情報の取扱いについては、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日付け個情 第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会 事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知)を参照すること。

第8 事業評価

市町村は、「乳がん検診のためのチェックリスト(市町村用)」を用い、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係者と十分協議を行うこと。なお、岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善に努めること。また、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書 平成20年3月)を参照すること。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

第9 検診実施機関

- 1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう「乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診機関用）」を参考とするなどして、精度管理に努めるものとする。
- 2 検診実施機関は、乳がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならないものとする。
- 3 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。
- 4 検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。
- 5 検診実施機関は、岐阜県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、実施方法の改善に努めること。
- 6 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - ア 検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
 - イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
 - ウ 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
 - エ 乳房エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
 - オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

第10 その他

乳がんは、日常の健康管理の一環としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について普及啓発を図るよう努める。